







<p><b>附 則</b> (平成一九年六月二二日法律第九号) 第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）附則第八十五条中（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄</p>
<p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。（政令への委任）</p> <p><b>第八十二条</b> この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p>

<p><b>附 則</b> (平成二七年六月二四日法律第四七号) 抄</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和四年四月一日から施行する。（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条（附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十三条及び第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六项まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三项</p>
--

別表（第十二条関係）		事業の区分	国 の 負 担 割 合
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備		
地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	地方公共団体その他の政令で定める者が実施するもの	三分の二	三分の二